

地域WG資料イメージ

第3回 ○○地域WG

～医師の働き方改革の推進と地域医療の継続に向けた調整～

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療課

令和6年2月 日

1 第3回地域WVGの目的

- 「医師の働き方改革」を推進しつつ、
限られた医療資源を効率的に活用して
「地域医療の継続」との両立を図っていくことを目的として、
- 各医療機関における働き方改革の「水準」等の情報共有と
 - 「地域における今後の救急医療体制」について
認識のすり合わせを行う。

2 これまでの地域ワーキンググループについて

開催経緯

- 医師の働き方改革が始まると…

医師の実働時間が減少し、従来どおりの医療の提供が困難になる事例が発生する懸念あり



**必要な時に医療機関を受診できない…
地域医療提供体制の崩壊**



そこで、県、病院協会、医療機関が参加する地域ワーキンググループを県内14地域で開催し、令和6年4月以降の医療提供体制について話し合いを行った。



開催状況

- 第1回WGでは、WEBアンケート結果（各病院の目指す「**水準**」・**宿日直許可申請状況**等）を情報共有するとともに、各病院において、6年4月以降救急体制を見直す可能性はあるか意見交換を行った。（5年2～3月）
- 第2回WGでは、6年4月以降の**救急医療提供体制の維持**に向けて、「夜間休日の救急車の受入見込調査結果」を情報共有するとともに、**各医療機関が目指す時間外労働の水準**について、情報共有と意見交換を行った。（5年4～5月）

■これまでのWGで明確になったこと

各地域の医療機関は、現状の医療提供体制を維持していく意思はあるが、**体制を維持できるか未確定な医療機関が一定数存在する**ことが明らかになった。

→状況を注視するため、医療機関に対し毎月実施するwebアンケートへの回答にご協力いただいている。

3 WG等での医療機関の要望と県の対応

1) 医療体制の確保等に向けた医療機関への支援

→ DXによる効率化支援、後方支援病床の充実、
後方搬送マッチング支援



2) 県民の適正な受診（特に救急利用）に向けた普及啓発

（救急車の適正利用、不要な救急外来の抑制の啓発）

→ 「上手な医療のかかり方」に関する県民への広報の強化

3) 県民の救急相談に対応する体制の構築・強化

→ 救急相談ダイヤル#7119の県主体での全県展開



3 WG等での医療機関の要望と県の対応

(1) 医療体制の確保等に向けた医療機関への支援

県の取組

- ・ 医療機関に対するアンケート調査
- ・ 勤務環境改善支援センターによるセミナーの開催等、個別相談の実施
- ・ 厚生労働省・労働基準監督署への働きかけ、主催セミナーの実施
- ・ 地域医療介護総合確保基金（区分VI）を活用した医療機関への補助（医療機関のICT化への支援等）
- ・ **【新】「後方搬送支援システム」の展開による役割分担の推進**
- ・ **【今後検討】救急受入体制を維持する仕組みづくりの検討**

【新】「後方搬送支援システム」について

① 全体像のイメージ

- **他院に転院させたい患者の情報（氏名を除く）をkintoneで登録した上、病院間の連絡手段として、kintone内に設けるチャットアプリを通じて、病院間で受入の打診、受入可否の回答、搬送条件の交渉（転院日等々）がウェブ上で実施可能となる。**
 - **本システム自体は無償で提供するとともに、令和6年度においては基本アカウントとして各病院概ね2アカウント（利用職員数2人）を無償で配布します。**
- ※**アカウントの増設が必要な場合は、各病院からの申し出により、実費をいただいた上で増設対応できるよう検討中。**



② 各アプリの機能

項目	①施設情報アプリ	②転院支援アプリ	③チャットアプリ
機能	自院で受入可能な患者の条件をあらかじめ登録する。登録しておかないと、転院支援アプリで候補先病院を検索してもヒットしない。	他院に転院させたい患者の情報や転院先地域を登録し、候補先病院を検索する。	転院「元」病院と転院「先」病院がkintone内のチャットで、受入の打診、受入可否の回答、転院条件の調整等を行う。
ユーザ	他院から後方搬送患者を受け入れる病院（ 転院「先」病院 ）	他院に後方搬送患者を転院させたい病院（ 転院「元」病院 ）	転院「元」病院 転院「先」病院

本システムは、一般的な後方搬送患者を対象としているが、今後、ER転送への活用も検討していく

③ ユーザーインターフェースのイメージ：チャットアプリ

- 登録した患者ごと、かつ、転院「元」病院と転院「先」病院の1対1のトークルームで、受入の打診、受入可否の回答、転院条件の調整等を行うことができます。

三 かながわ後方搬送支援システム 調整用チャット 閉じる

転院元として
患者ID:31_あああ→佐藤テストH
患者ID:28_あああ→佐藤テストH

転院先として
患者ID:35_佐藤テストH→あああ 1

2023/10/11 14:39:00 **転院支援テストアカウント**

佐藤病院 ご担当者様

患者ID31番の患者を登録したので、ご確認ください。
貴院で受け入れ可能な場合は、チャットにてご連絡をお願いします。

2023/10/11 16:21:00 **# 2 転院支援テストアカウント** 閲覧済：1/1

あああ病院
ご担当者様

選択中のルーム： **患者ID:31_あああ→佐藤テストH (1vs1)**

送信

添付したいファイルをここへドラッグ

④ スケジュール（後方搬送支援システム）

時期	内容
R6年1～2月	県病院協会・県医師会 事前説明
R6年2月	全病院向け説明会
R6年3～4月	全病院向け操作説明会 ※操作説明動画はYouTubeより随時視聴可能とする予定です
R6年4月～	供用開始

(2) 県民への普及啓発

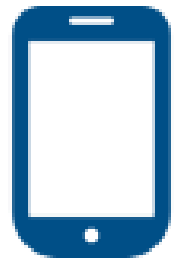


① 県ホームページ

「上手な医療のかかり方」 みんなで支える神奈川の医療
～医師の働き方改革ポータルサイト～

② 啓発動画、リーフレット

「みんなの『かかり方』で支える神奈川の医療」
～医師の働き方改革～



③ 市町村ホームページとの連携

④ その他媒体の活用

X、LINEコロナパーソナル、県のたより等

(2) 県民への普及啓発

何を伝えるか？

みんなで支える神奈川の医療

1 医師の働き方改革を進める必要性

- 医師を過重労働から守ることは、県民がより安心・安全な医療を受けることにつながる。
- 限られた医療人材を有効に活用して地域の医療体制を維持する

2 県民のご協力をお願い → 「上手な医療のかかり方」

- 診療時間内の受診・病状説明（不要不急な救急利用を避ける）
- “いつもの先生”以外の対応 など

(2) 県民への普及啓発 スケジュール

時期	内容
12月26日	県公式HPにポータルサイト開設済
1月25日	公式X（旧Twitter）に 動画 を投稿 動画は各病院に配布
2月	県のたより2月号 掲載
	リーフレット 配布

(2) 県民への普及啓発

R6年度以降の取組

- (1) #7119の全県展開に伴う県民への周知**
- (2) 転院のお願い等を含めた
「上手な医療のかかり方」のさらなる普及啓発**

(3) 県民の救急相談に対応する体制の構築・強化

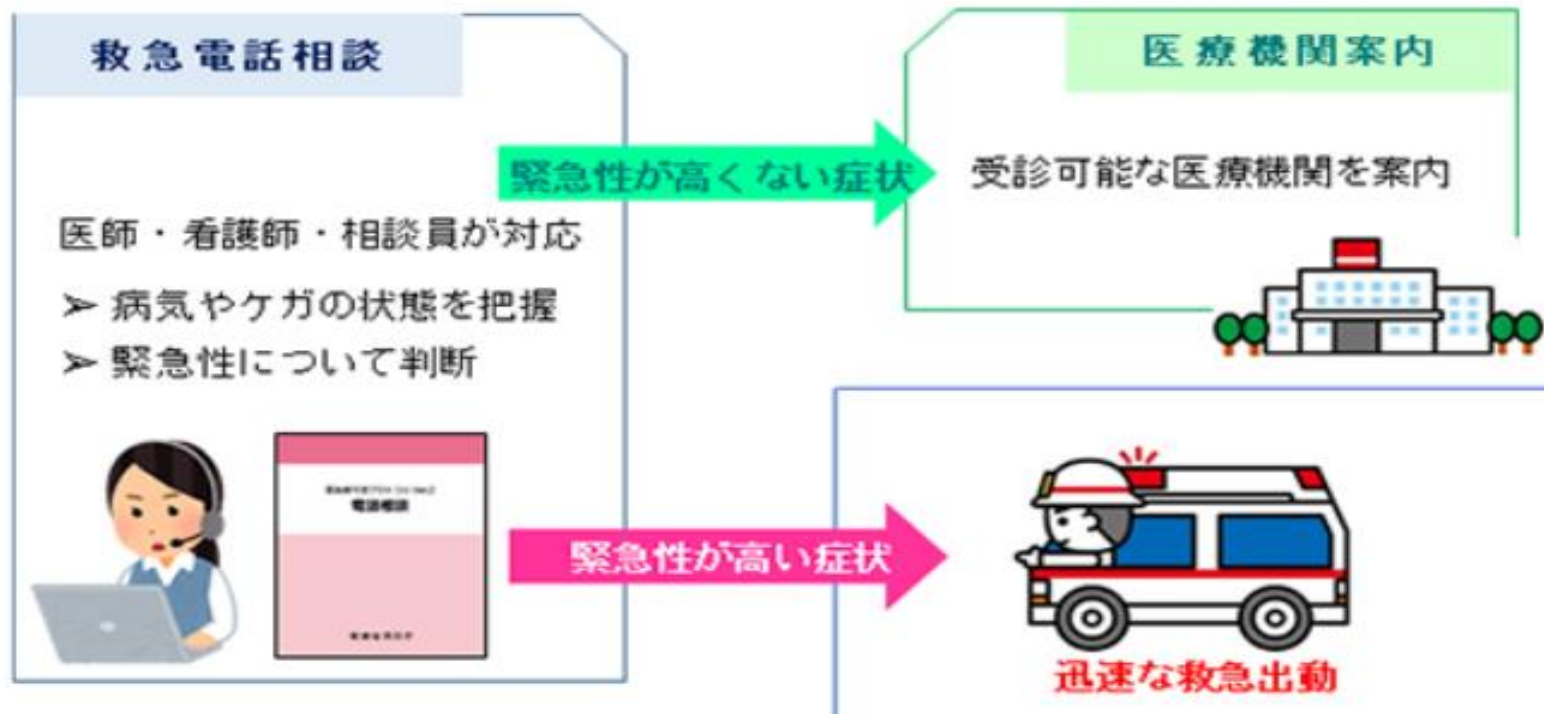
① 救急医療電話相談#7119の検討

救急医療電話相談 # 7119の「県主体」での全県展開

- 救急電話相談#7119の全県展開について、これまでの「市町村個別展開」から、「県が実施主体として」で早期に全県展開するよう方針転換した。

② 救急医療電話相談（#7119）事業の概要

- 急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関の受診、救急車を要請した方がよいか等について、**24時間365日、看護師等が電話相談に応じるサービス（救急相談＋医療機関案内）**



4 「働き方改革」医療機関WEBアンケート結果

(1)-1 県内医療機関（救急病院）の「水準」状況

県内の病院数 337病院

うち、救急医療に対応する病院 187病院

原則

① **A水準：152病院**

年960時間

例外

② **特例水準（B & C水準）35病院**

年1,860時間

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A （一般労働者と同程度）	960時間
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了
B （救急医療等）	
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間
C-2 （高度技能の修得研修）	

特例水準取得予定内訳

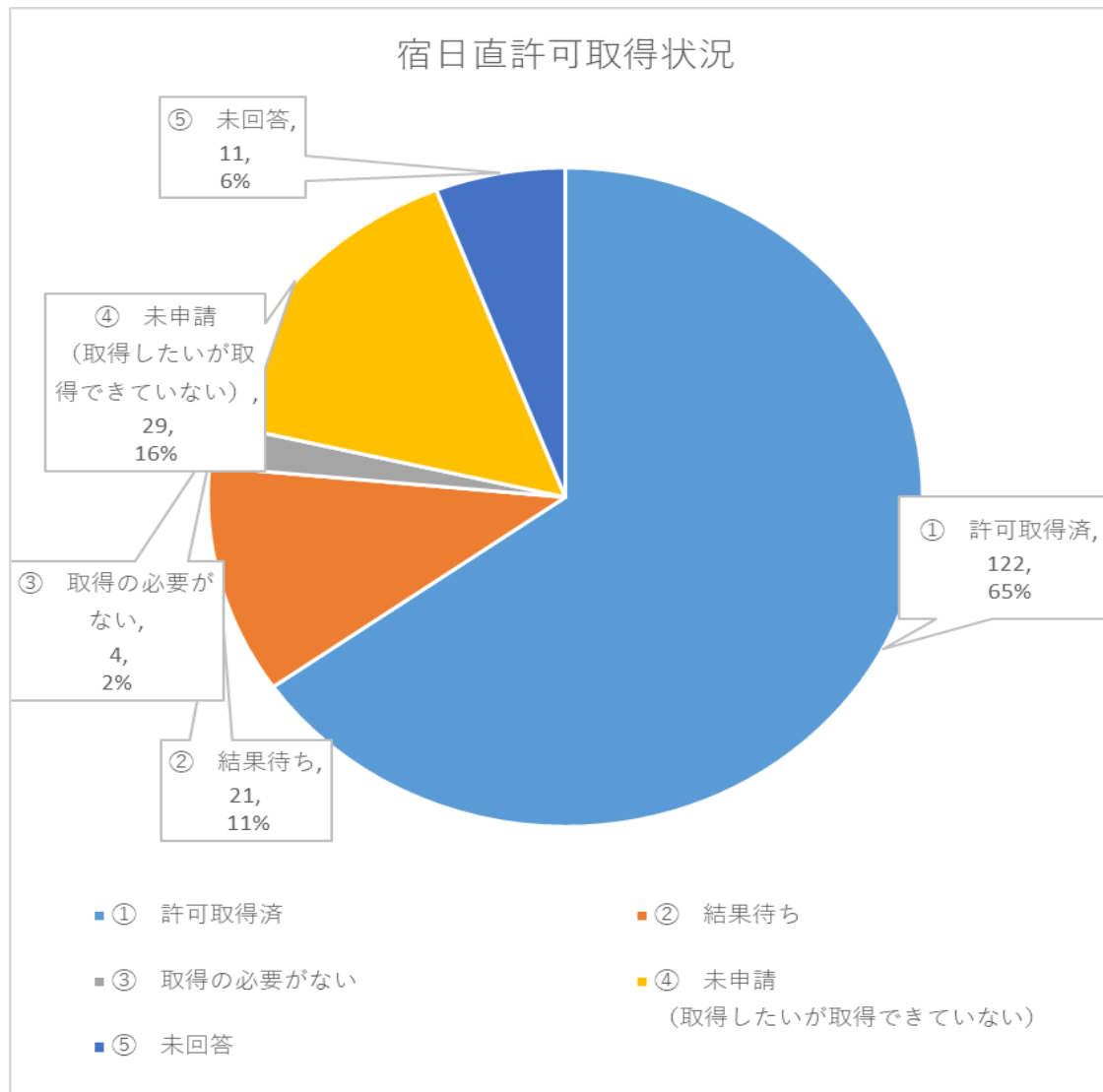
B水準 24病院 **連携B水準** 8病院

C-1水準 12病院 **C-2水準** 1病院

※1病院で複数の水準を取得することもあるため、合計は35以上になる

(1)-2 現在の宿日直許可の取得・申請状況

○ 65%にあたる122の機関で必要な宿日直許可を取得済み



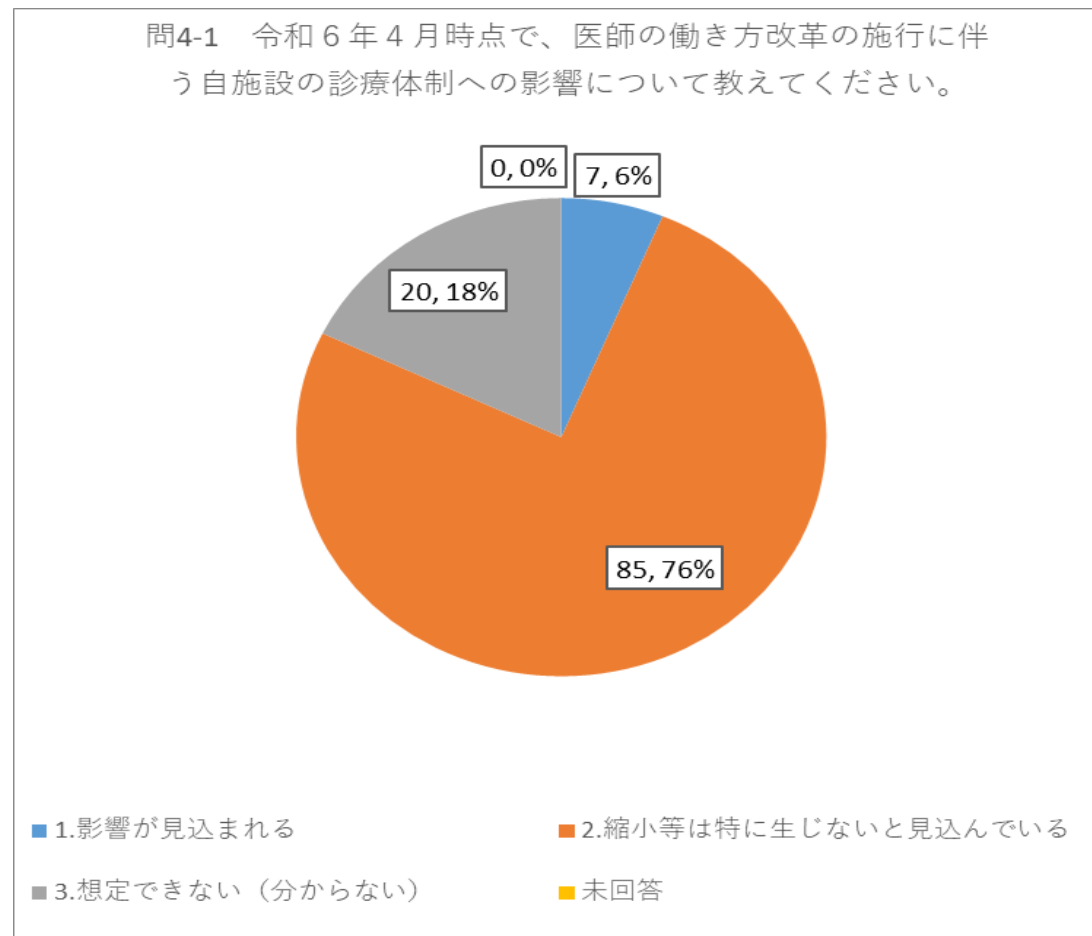
(R6年1月22日時点)

対象医療機関数 187

出典：医療機関へのWebアンケート調査

(2) 働き方改革施行に伴う自施設の診療体制への影響見込み

○ 令和6年4月以降も「診療体制の縮小等は特に生じないと見込んでいる」医療機関が4分の3、「想定できない（わからない）」「影響が見込まれる」と回答した医療機関が4分の1であった。



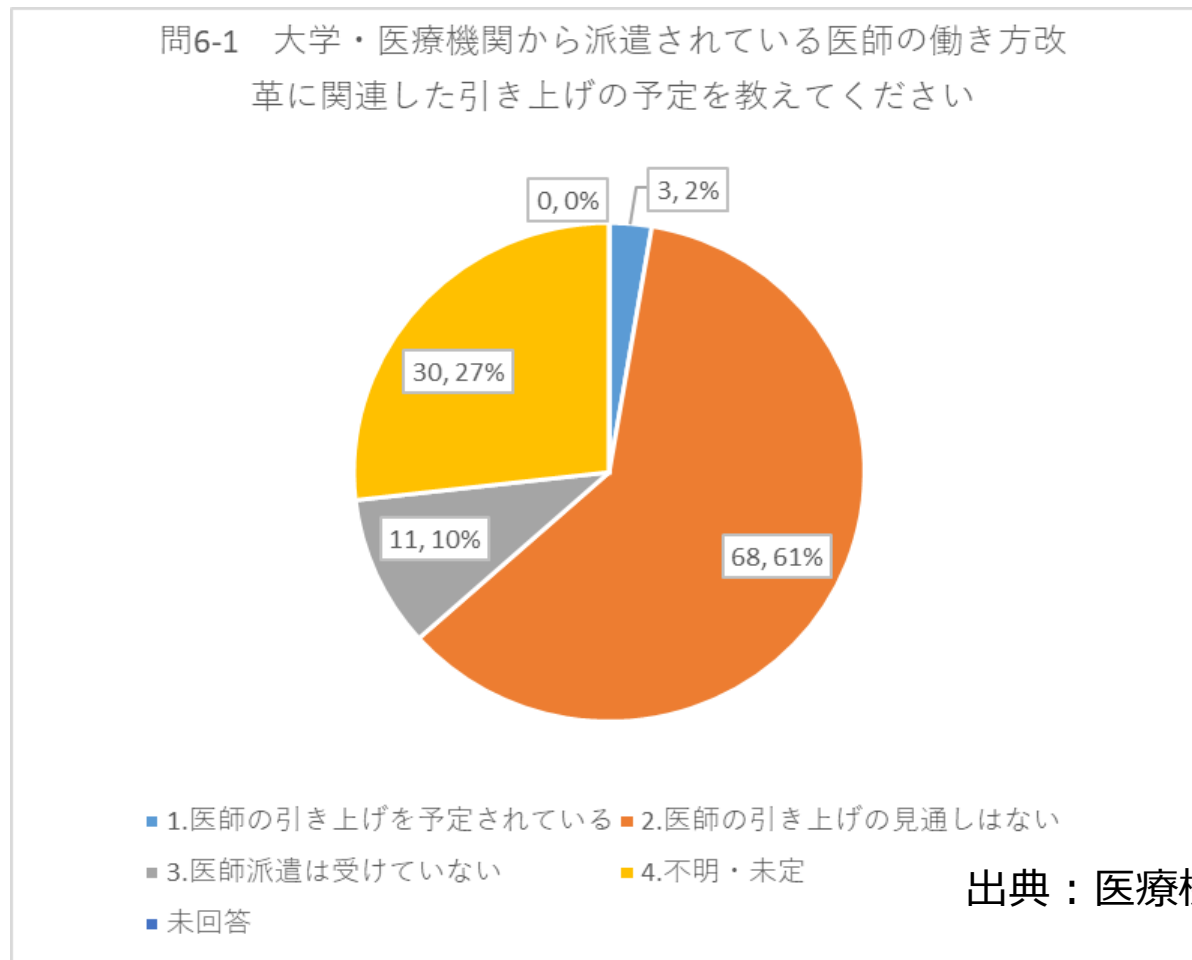
(R6年1月22日時点)

対象医療機関数 112

出典：医療機関へのWebアンケート調査

(3) 現在派遣を受けている医師の引上げ予定

- 「派遣医師の引上げの見通しはない」医療機関が60%、「不明・未定」が27%、「引き上げを予定されている」が2%



(R6年1月22日時点)

対象医療機関数 112

出典：医療機関へのWebアンケート調査

(4) 都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年1月22日現在

都道府県名	申込件数
北海道	23
青森県	6
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	2
山形県	3
福島県	10
茨城県	4
栃木県	8
群馬県	5
埼玉県	25
千葉県	28
東京都	51
神奈川県	34
新潟県	4
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	14
静岡県	16
愛知県	27
三重県	6

都道府県名	申込件数
滋賀県	7
京都府	13
大阪府	35
兵庫県	22
奈良県	4
和歌山県	2
鳥取県	3
島根県	2
岡山県	5
広島県	10
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	28
佐賀県	3
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	3
鹿児島県	7
沖縄県	14

合計	481
----	-----

■ 評価センターの受審状況（1/22現在）

- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で481件
 - ・ 県内医療機関の受審申込件数は34件
- ⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）
 （webフォームアンケート結果（1/14ㄨ）より）

■ 県への申請状況（1/25現在）

- ・ 申請：20件（指定済医療機関を含む）

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

特定労務管理対象機関の指定に係る県への申請について

【ポイント】

<令和5年度>

- ◆ **申請期日: 2月22日(木)まで**
- ◆ **医療審議会: 3月下旬開催予定**
- ◆ **指定時期: 3月29日(金)以降**

間に合わない場合...

<令和6年度>

- ◆ **指定手続きは継続して実施**
- ◆ **医療審議会の開催時期及び指定時期は未定**

医 第 3521 号
令和6年1月19日

県内医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公印省略)

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請の期限
について (通知)

本県の医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年5月31日付け医第1581号により、特定労務管理対象機関の指定に係る県への申請の期限を令和5年10月31日と案内させていただいたところです。

一方で、医療勤務環境評価センター(以下「評価センター」という。)による審査の進捗状況等により、当該期日に間に合わなかった医療機関に対して、県は個別に対応しており、令和5年12月28日までに申請いただいた医療機関については、令和5年度第2回神奈川県医療審議会に諮問を行っております。

この中で、現在評価センターによる審査を受審中の医療機関の皆様から本県への申請期日について、多くお問い合わせをいただいているところです。

つきましては、令和5年度中に本県から特定労務管理対象機関としての指定を受ける場合の本県への申請期日について、**令和6年2月22日(木)までとさせていただきます。**

なお、令和5年度第3回医療審議会は3月下旬を予定しており、審議会後の手続きの都合上、本県からの指定通知については、**令和6年3月29日(金)以降**となります。

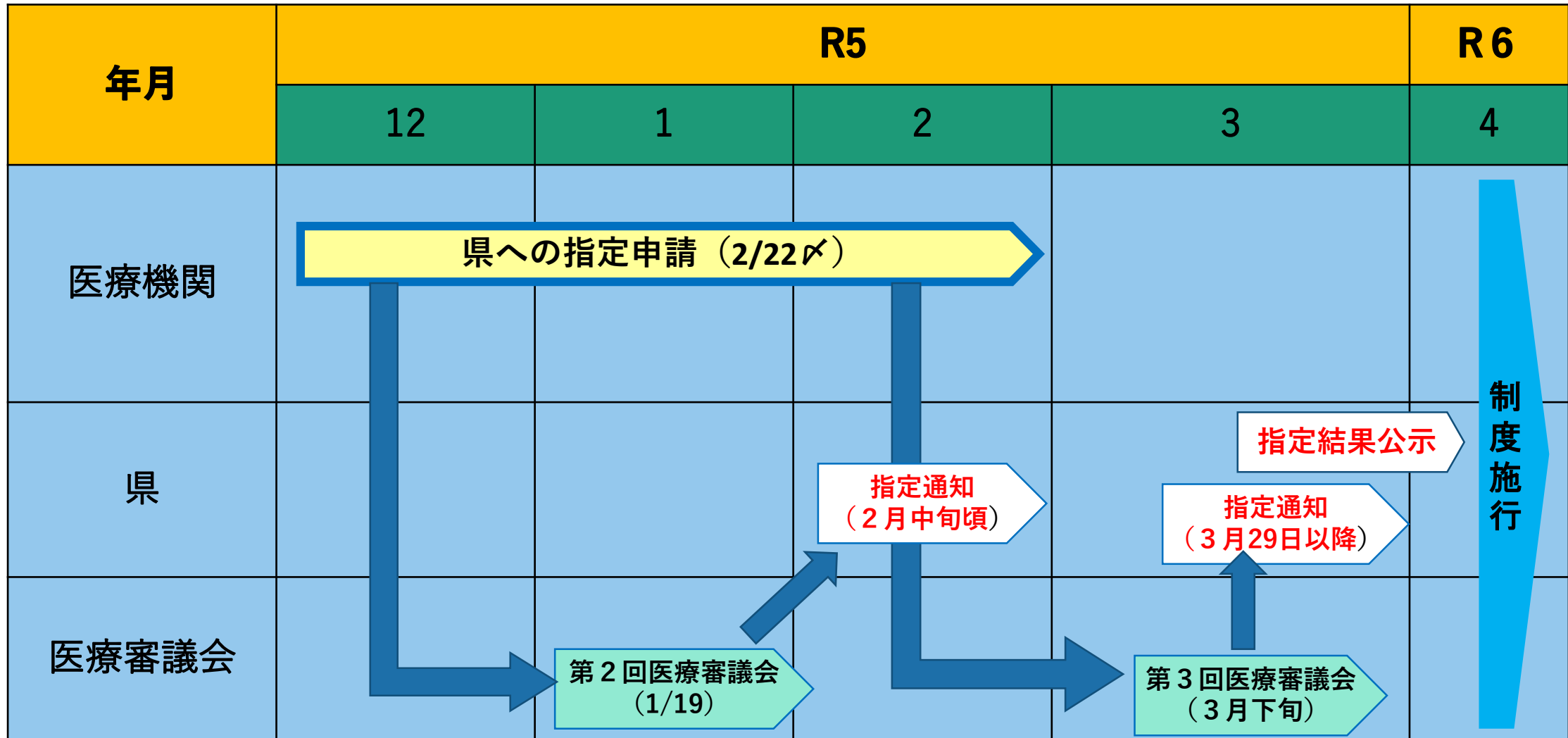
そのため、令和5年度中に36協定の締結及び労働基準監督署への届出を予定している医療機関におかれましては、大変恐縮でございますが並行して準備を進めていただきますようお願いいたします。

併せて、令和5年度中の指定を受けようとする医療機関におかれましては、今回の申請が最後となりますため、手続きに遺漏なきようお願いいたします。

また、期日以降に申請のありました医療機関におかれましては令和6年度中に開催する医療審議会に諮問することになりますので、重ねてご了承くださいようお願いいたします。令和6年度の開催日程については現時点で未定です。

問合せ先
(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局)
人材確保グループ 新澤、原田
電話番号 045-210-4877
メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール



5 本日の地域WVGの論点

【論点1】 医師の働き方改革の推進

(背景)

- 地域医療暫定特例水準（B水準、連携B水準）は、令和17年度末を目標に終了予定。
- 令和6年4月以降も「医師の働き方改革」の継続的な取組が必要

(共有する事項)

各医療機関における、次の状況を確認し共有する。

- 令和6年4月以降の勤務体制、宿日直許可状況
- 適用水準
- （特例水準の場合、分かれば）令和7年度以降を見据えた働き方改革の対応の方向性

【論点2】 地域における今後の救急医療体制

(趣旨)

働き方改革と救急医療体制の両立を図るためには、役割分担と連携の推進が、これまで以上に重要となる。

(確認・検討内容)

- ① 各医療機関における、令和6年4月以降の診療体制への影響の見込を確認する。(診療科、時間帯等具体的に)
- ② ①を踏まえるとともに、輪番制の現状など、地域内で課題がある場合は、下記の例も参考に地域内での解決が可能か検討する。
- ③ ②をもっても解決できない課題があれば、共有するとともに行政の支援も含め、解決の方向性について検討する。

例) 輪番制の見直し、時間帯別の分担、重症度等に応じた分担、後方搬送の推進等による稼働率の向上

以下、地域別資料です。

横浜北部

医療機関名	区分	告示の有無	地域 輪番への参加	回答対象月	適用水準	R6.4以降の勤務体制	宿日直許可取得 状況	診療体制への影響の 見込み	時間外・休日労働が年 1860時間 超見込みとなる医師の 有無	時間外労働が年通 算1860 時間超見 込みとなる 医師数	派遣されている医師 の引き上げの予 定	令和3年 度救急車 受入台数	準夜台数	準夜増減	準夜	深夜台数	深夜増減	深夜	土日台数	土日増減	土日

以下、参考資料です。

(1) 県ホームページ ポータルサイト①

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療相談、医療機関・薬局情報 > 「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川"の医療～医師

印刷用ページを表示 初期公開

「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川"の医療～医師の働き方改革～

2024年4月から開始される医師の働き方改革の関連情報をまとめたポータルサイト。平常時及び救急時の受診方法や相談窓口、医療機関案内などについて掲載しています。



新着情報

- 県公式X（旧Twitter）で医師の働き方改革に関する動画を投稿しました。動画は[こちら](#)（1月25日）
- ページを公開しました。（12月26日）

// 医師の働き方改革とは

これまでの医療提供体制は医師の長時間労働により維持されてきました。2019年には、「勤務医の少なくとも4割近くが年間960時間を超える時間外・休日労働に従事した」との報告があります。

医師は、医師である前に、一人の人間です。

長時間労働による健康への影響を防ぎ、将来にわたり安全で質の高い医療を提供できる体制を確保するため、**2024年4月から原則、年間960時間を超える時間外・休日労働は規制されます。**（詳細は下記サイトをご覧ください）

[「医師の働き方改革」.jp](#)（厚労省特設サイトへリンク）



(1) 県ホームページ ポータルサイト②

// 県民の皆様へのお願い



[かかりつけ医を持ちましょう](#)



[救急車の適正利用について](#)



[小児救急相談（#8000）のご案内](#)



県内各市町村の救急相談ダイヤラー一覧

- [健康相談](#)
- [医療機関案内](#)



[上手な医療のかかり方\(厚労省特設サイトへリンク\)](#)



// 県内の医療機関情報

- [かながわ医療情報提供サービス](#)
- [医科休日急患診療所等一覧](#)
- [休日の眼科・耳鼻咽喉科の救急当番医療機関について](#)



// 医師の働き方改革 普及啓発素材一覧

- [国作成 ポスター・リーフレット・パンフレット\(厚労省特設サイトへリンク\)](#)
- [国作成 漫画コンテンツ\(厚労省特設サイトへリンク\)](#)
- [県公式X\(旧Twitter\) 動画](#)

(2) リーフレット①

上手な医療のかかり方
みんなで支える「神奈川」の医療

救急車を呼ぶ？
今すぐ医療機関に行く？

迷ったときは？

電話相談

#7119 横浜市のみ実施 24時間
その他お住いの地域によって電話相談を実施している場合があります ▶▶▶

小児専用ダイヤル #8000 神奈川県全域 18時～翌朝8時まで

救急受診アプリ 緊急度に応じた必要な対応を調べることができます。

総務省消防庁 全国版救急受診アプリ

Q 助 スマホ版

その他詳細な取り組みが知りたい方は

厚生労働省HP 医師の働き方改革.jp

厚生労働省HP 上手な医療のかかり方

神奈川県HP 上手な医療のかかり方 みんなで支える「神奈川」の医療 医師の働き方改革

始まります！ 医師の働き方改革



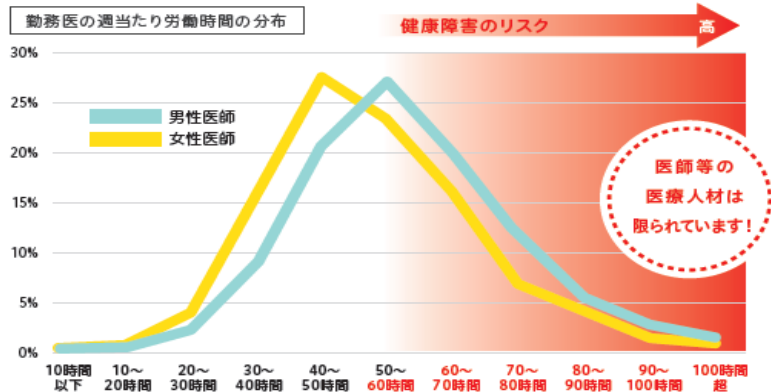
2024年4月より、
勤務医の残業時間に上限が設けられます。
皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



(2) リーフレット②

知っていますか？ 医師の長時間労働

健康障害のリスクのある長時間労働をしている医師が多数います。私たちが24時間365日安心して地元で医療を受けることができる体制は、これまで多くの医師の長時間労働によって支えられてきました。



引用:厚生労働省「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 令和元年 医師の勤務実態調査」2020年9月30日

長時間労働から医師の健康を守るため「医師の働き方改革」(残業時間の上限規制)が始まり、特に夜間や休日は、緊急性の高い患者さんの対応をより優先する必要があります。医師の健康を守ることは、皆様がより安心・安全な医療を受けることにつながります。

県民の皆様の方で神奈川の医療を支えるため、「上手な医療のかかり方」にご理解とご協力をお願いします。



1 診療時間内の受診・病状説明にご協力をお願いします



- 夜間・休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。
- 安易な時間外受診が増えると、一刻を争う患者さんに充分対応できなくなります。緊急時以外は、平日・日中に受診しましょう。
- ご家族の病状説明は、平日・日中の診療時間内に受けていただくようご協力ください。

2 “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします

- 医療機関では、各職種の専門性を活かした“チーム医療”で医療の質を高めていく取組が始まっています。
- これまで、一人の主治医が対応するものとイメージされていた診療や病状説明、術後の対応などを別の医療スタッフが行うことがあります。



3 身近な医療機関への受診や転院にご協力ください

- 医療機関には、それぞれの役割分担や得意分野があり、症状に応じた医療機関で受診することで、より適切な医療を受けることができます。
- 高度な医療を担当する医療機関に入院した場合でも、回復の状況に応じてより身近な医療機関でリハビリなどを受けていただく場合があります。

診察、リハビリなど
身近な医療を担当



お近くの
診療所・病院

怪我・病気などで
まずは受診する
患者さんの治療を担当



リハビリを行う病院

軽症の患者や
容体が安定した患者さんの
リハビリを担当



地域の救急病院

入院が必要な患者さんの
治療を担当

手術・救急医療など
高度な医療を担当



基幹病院

救急の中でも
救命救急センターなど
重症の患者さんへの対応や
専門的な手術を担当